

(別紙様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	大竹市

大竹市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大竹市総務部産業振興課農林水産振興係
所在地 大竹市小方一丁目11番1号
電話番号 0827-59-2130
FAX番号 0827-57-0888
メールアドレス san-norin@city.otake.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、ツキノワグマ、アナグマ、ハクビシン、ヌートリア、サル、ヒヨドリ、カラス、カワウ、シカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	大竹市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	130千円 13a
	果樹	89千円 12a
	いも類	43千円 6a
	野菜	75千円 5a
タヌキ	野菜	96千円 6a
ツキノワグマ	果樹	78千円 7a
アナグマ	果樹	44千円 1a
	野菜	139千円 3a
ハクビシン	野菜	被害を把握できていない
ヌートリア	野菜	被害を把握できていない
サル	野菜	178千円 2a
カラス	果樹	被害を把握できていない
ヒヨドリ	野菜	被害を把握できていない
カワウ	魚	被害を把握できていない
シカ	—	被害報告はないが、目撃情報があるため、注意が必要

(2) 被害の傾向（令和6年度）

<p>鳥獣が人の生活圏域へ侵入し、農作物や生活環境への被害がでていいる。</p> <p>被害の程度については、制度的な把握の方法が確立しておらず、農業共済やJA、農家からの聞き取りを中心とした被害の把握となっている。</p> <p>① イノシシ (被害時期：春～秋)</p> <p>春から秋にかけて山間部での水稻や野菜への食害や農地の掘り起しによる被害が多い。また、秋には親離れした子供のイノシシが住宅地周辺でも目撃されており、農作物被害や生活環境被害が出ている。</p> <p>② ツキノワグマ (被害時期：春～秋)</p> <p>山間部を中心に目撃情報、痕跡等があり、柿、栗、はちみつへの被害がでていいる。また、人の生活圏域への出没により、住民の生活にも影響が出ている。</p> <p>③ サル (被害時期：春～秋)</p> <p>群れから離れた単体のサル出没があり、農作物への被害がでていいる。群れによる出没は確認されていないが、警戒の必要がある。</p>

④アナグマ	(被害時期：春～秋)
山間部を中心に農作物被害があったが、近年、住宅地周辺でも目撃や農作物被害がある。	
⑤タヌキ	(被害時期：春～秋)
他の鳥獣と錯誤されていることが多いが、被害があると推測される。	
⑥ハクビシン	(被害時期：春～秋)
他の鳥獣と錯誤されていることが多いが、被害があると推測される。	
⑦ヌートリア	(被害時期：春～秋)
小方地区や栄地区を中心に水路沿いで目撃情報が増えており、農作物被害がでている。	
⑧ヒヨドリ	(被害時期：夏～秋)
全域で、野菜への被害があるが、正確な被害金額・被害面積は把握できていない。	
⑨カラス	(被害時期：夏～秋)
全域で、果樹への被害があるが、正確な被害金額・被害面積は把握できていない。	
⑩カワウ	(被害時期：春～秋)
近海のメバル等の稚魚を捕食するほか、小瀬川の稚アユを捕食するなど、漁業被害が出ている。正確な被害金額、被害面積は把握できていない。	
⑪シカ	
山間部で単体の目撃情報がある。群れによる出没は確認されていないが、警戒の必要がある。	

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和10年度)	
	千円	頭数	千円	頭数
イノシシ	337	36a	274	29a
タヌキ	96	6a	78	5a
ツキノワグマ	78	7a	64	6a
アナグマ	183	4a	149	3a
ハクビシン	—	—	—	—
ヌートリア	—	—	—	—
サル	178	2a	145	2a
カラス	—	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—
シカ	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止策

	従来講じてきた被害防止策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲班による捕獲 ・狩猟免許を持つ個人に有害鳥獣捕獲許可 ・市の箱わな貸出 ・狩猟免許取得支援 ・職員による防除の現地指導 ・イノシシの捕獲に対する奨励金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲員が高齢化している。 ・鳥獣による被害が市街地まで広がってきているため、環境改善及び侵入防止、捕獲を総合的に行う必要がある。 ・鳥類に対する有効な捕獲策がないため、被害防止策の啓発等により、侵入防止に対する意識の向上を図る。 ・捕獲後の処分が捕獲者の負担となつてため、簡易埋設施設の設置等の処分方法について、検討を行う。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ等の防除施設の設置に補助金を交付 ※予算の範囲内で事業費の1/2を補助（上限5万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防除など鳥獣被害防止に関する情報が広く届いていないため、パンフレットの配布や研修会等で啓発を行う。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・集落向けの学習会を通じた鳥獣の習性、被害防止技術等の知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・空家や所有者不明農地の放任果樹等の対策が行き届いていないため、地域住民や関係課と連携し、対策を進める。 ・正確な生息状況被害状況の把握が難しいため、農家等との情報交換を行う。

(5) 今後の取組方針

<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境改善及び侵入防止、捕獲を総合的に行うことにより、被害軽減を図る。 2. 狩猟免許取得支援を推進し、担い手の確保に努める。 3. 有害鳥獣からの被害防止策（防護柵の設置など）についての研修や、農家や地域による自己防衛の方法を啓発し鳥獣被害防止意識の向上を図る。 4. 市職員が狩猟免許を取得し、地域で捕獲を行う農家と連携した体制を構築する。 5. カワウについては、引き続き広島県と連携して効果的な被害防止軽減策を検討する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ol style="list-style-type: none"> 1. 従前の有害鳥獣捕獲班による捕獲に加え、地域で農家等が捕獲を行う体制を構築し、捕獲を行う。 2. 必要に応じて個人に対しての捕獲許可を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	全て	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲班との連携を強化 ・各集落での研修会や講習会の開催 ・職員の狩猟免許の取得及び捕獲に関する知識の習得

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画頭数の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・現状の捕獲頭数を勘案して、被害を減少させていくために、地域における被害防止策（防護柵の設置など）の推進と並行して、捕獲の効率化を進め、捕獲圧を高めることができる捕獲計画頭数を設定した。 ・その他鳥獣は、必要に応じて捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
タヌキ	5頭	5頭	5頭
ツキノワグマ	農作物被害及び人身被害の防止等、必要な捕獲を行う。		
アナグマ	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
<p>毎年度作成する有害鳥獣年間捕獲実施計画に基づき、猟友会等と協議調整を行い、捕獲を実施していく。また、イノシシ等による農作物等の被害報告があった場合は、個人へも捕獲許可を行い捕獲を実施していく。また、地域での狩猟免許所持者が増加してきたため、地域での防除及び捕獲の体制を構築することで、さらに効率的な対策を講じていく。</p> <p>ツキノワグマについての被害の報告や状況を勘案し、必要に応じて西部農林水産事務所長の許可を得て捕獲を実施する。</p> <p>カワウについては、銃器による捕獲及び追い払いのほか、県や関係市町と連携して効果的な被害防止軽減策を検討する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃による捕獲は原則行わない。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	ツキノワグマを除き既に権限移譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	防護柵・電気柵 4.9km	防護柵・電気柵 4.9km	防護柵・電気柵 4.9km

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	全て	・農地を守る柵の効果的な設置方法等、被害防止に関する知識を普及するため、パンフレットの配布や研修会等を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	全て	・有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進を行う。 ・有害鳥獣捕獲の担い手確保のため狩猟免許取得の支援をする。 ・県と連携して、生息状況の調査等の対策を継続する。

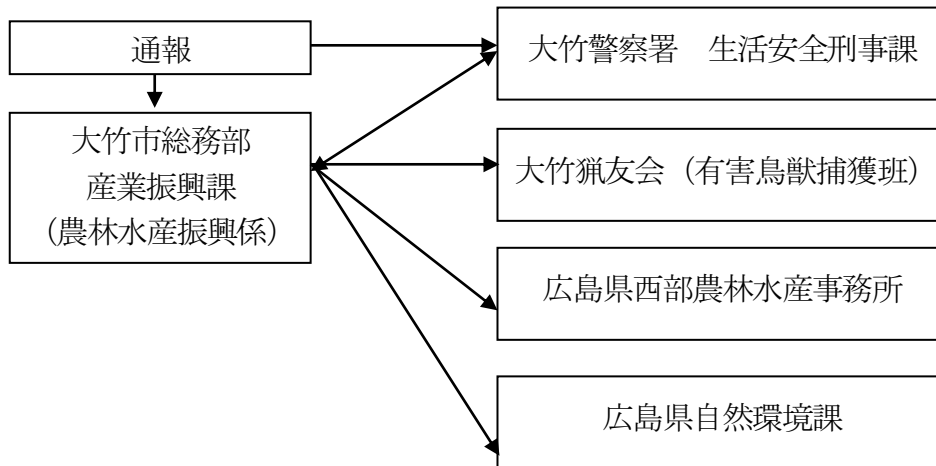
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大竹市総務部産業振興課	有害鳥獣捕獲許可など有害鳥獣捕獲班との連携、各関係機関への情報提供等
大竹猟友会（有害鳥獣捕獲班）	捕獲、駆除等
大竹警察署生活安全刑事課	安全確保等
広島県西部農林水産事務所	放獣補助、確認等（ツキノワグマに限る）
広島県自然環境課	麻酔、標識装着等（ツキノワグマに限る）

※緊急銃猟の体制については、検討中

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣捕獲班等が捕獲した個体は、捕獲者が埋設等の適切な方法で処分する。処分が難しい場合は、鳥獣被害防止総合対策事業交付金を活用し、焼却処分とする。捕獲者が処分を行った場合は報償費を支給する。

また、簡易埋設施設の設置について、検討を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品、ペットフード、皮革、その他	有効な利用についての情報収集を行う。
------------------	--------------------

(2) 処理加工施設の取組

有効な利用についての情報収集を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有効な利用についての情報収集を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：大竹市有害鳥獣捕獲対策協議会

構成機関の名称	役 割
大竹市総務部産業振興課	事務局事務、協議会に関する事務調整 有害鳥獣被害防止対策の実施
大竹市（有害鳥獣捕獲班）	鳥獣関連の情報提供、有害鳥獣被害防止への協力
大竹猟友会	被害状況等の情報提供、鳥獣被害防止対策への協力
ひろしま農業協同組合	被害情報等の情報提供
大竹市漁業振興対策協議会	被害情報等の情報提供
広島県農業共済組合	被害情報等の情報提供
鳥獣保護管理員	鳥獣関連の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
広島県農林水産局 農業生産課	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供
広島県西部農林水産事務所 林務第一課 自然保護係	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供
広島県西部農林水産事務所 農村振興課 産地推進係	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供
広島県西部農業技術指導所	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供
廿日市市、岩国市、和木町	有害鳥獣等に関する情報交換及び連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・平成23年度に大竹市鳥獣対策実施隊を設置
 - ①有害鳥獣の捕獲に関すること
 - ②有害鳥獣侵入防止柵の設置に関すること
 - ③集落における有害鳥獣防除対策に対する指導助言に関すること
 - ④その他鳥獣被害防止対策に関すること
 - ⑤市職員のみで編成されているが、農家等の民間隊員を加えた編成について、検討を行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・将来的な有害鳥獣捕獲体制の維持
- ・地域に根差した捕獲の担い手を育成
- ・地域との連携による被害防止体制確立への支援

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

